

各医療機関等の長 様

岩手県保健福祉部長

令和 6 年度遠隔医療設備整備費補助金に係る事業計画の提出について
このことについて、令和 6 年度に当該補助事業の活用を希望される場合は、下記事項に留意の上、事業計画を下記担当あて提出願います。

記

1 提出期限

令和 6 年 4 月 10 日(水) ※期限内の提出が困難な場合、事前に担当あてご連絡ください。

2 対象事業名

遠隔医療設備整備事業

詳細については、裏面及び「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱」並びに「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」を参照ください。

各要綱や様式等については、以下の県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/seido/1002896/1057629.html>

(トップページ→暮らし・環境→医療→医療制度・政策→地域医療)

3 提出書類

様式及び設備の概要がわかる資料（パンフレットや見積書等）をメールで提出ください。

4 補助金スケジュール

時期	内容
令和 6 年 4 月 10 日	事業計画提出期限
令和 6 年 5 月中	補助金の内示、交付申請書の提出、必要に応じ事前着手の手続き
令和 6 年 12 月～ 令和 7 年 3 月末	交付決定、実績報告、補助金支払い

※ 国の補助金スケジュールによっては、多少前後する可能性があります。

5 留意事項

- (1) 令和 6 年度岩手県一般会計当初予算が議決されなかった場合等にあつては、事業の実施を取りやめることがあります。
- (2) 補助事業の内容、基準額、補助率等は、現行の国の交付要綱の定めに基づくことから、今後、国の補助金交付要綱の改正があつた場合には、変更となる可能性があります。
- (3) 事業計画の提出があつた場合でも、国の予算状況により事業計画における補助所要額どおりの補助金交付とならない場合があります。
- (4) 県から補助金の交付決定を受ける前に事業に着手（機器購入等）した場合は、補助金の交付対象とはなりません。

【担当】

医療政策室地域医療推進担当 大和田
電 話 : 019-629-5415
メール : r-oowada@pref.iwate.jp

別紙

【事業の概要】

1 目的

新型コロナウイルス感染症や医療 DX により、オンライン診療を含めた遠隔医療のニーズが高まっている中、医療資源不足や偏在といった課題を抱えている本県においては、遠隔医療は課題解決の一助となると考えられることから、県内の医療機関等に対し、遠隔医療の実施に必要な設備整備の導入を支援する。

2 補助対象経費

遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備に要する経費

※ 設備や機器等の導入に係る経費が対象であり、ライセンス料や通信費のようなランニングに係る経費は対象とはなりません。

3 補助率

1 / 2 ※補助対象事業費の合計が 30 万円を下回る場合は補助対象とはなりません。

4 基準額（補助対象上限額）

(1) 遠隔病理診断（D t o D）

支援側医療機関：459 万 8 千円 依頼側医療機関：1,419 万 8 千円

(2) 遠隔画像診断及び助言（D t o D）

支援側医療機関：1,639 万円 依頼側医療機関：1,485 万 5 千円

(3) 在宅患者用遠隔診療装置（D t o P、D t o P w i t h N 等）

825 万円（オンライン診療用の設備整備への活用を想定）

（参考）補助金の活用想定例

例 A) オンライン診療システム（※事業者が提供するもの）を活用するケース

システム導入費用 + パソコン1台 + カメラ・マイク等
30万円 20万円 10万円 = 60万円

→ 補助額は30万円

例 B) 汎用テレビ電話（Face Time や Skype など）を活用、加えて患者へのモバイル端末等の貸出しを行い診療を実施するケース

パソコン1台 + 患者用貸出し端末等
30万円 50万円（10万円×5台） = 80万円

→ 補助額は45万円